

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

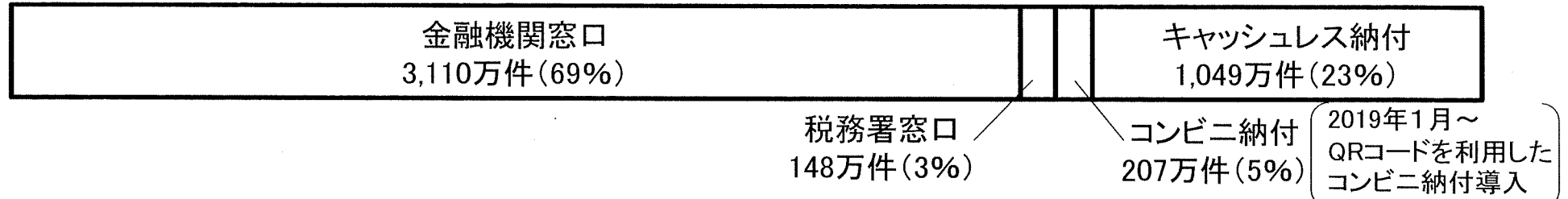
【参考】
令和元年8月21日
税制調査会
専門家会合資料

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:平成30(2018)年度実績)



*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ 令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ(注)

既存の納付手段の改善

- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

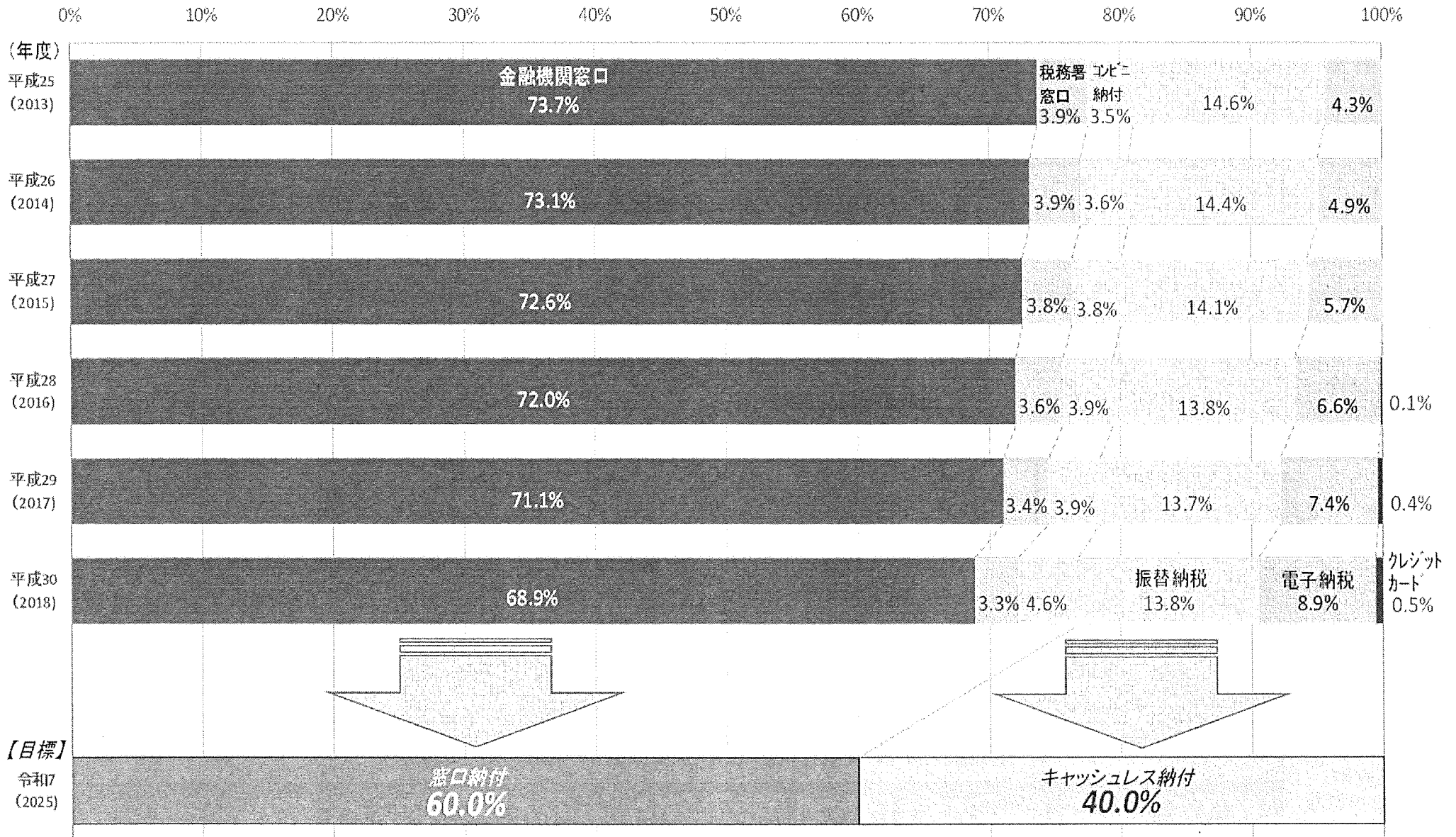
新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

(注) 地方税共通納税システムが導入予定(令和元(2019)年10月～)。

納付手段別納付割合の推移等

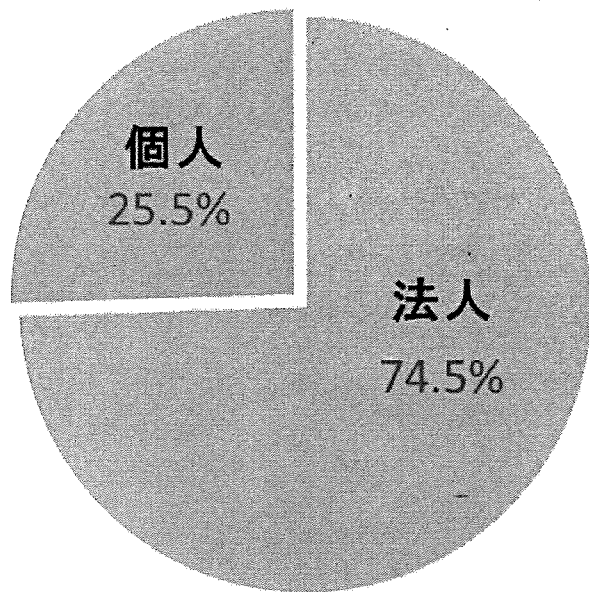
電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



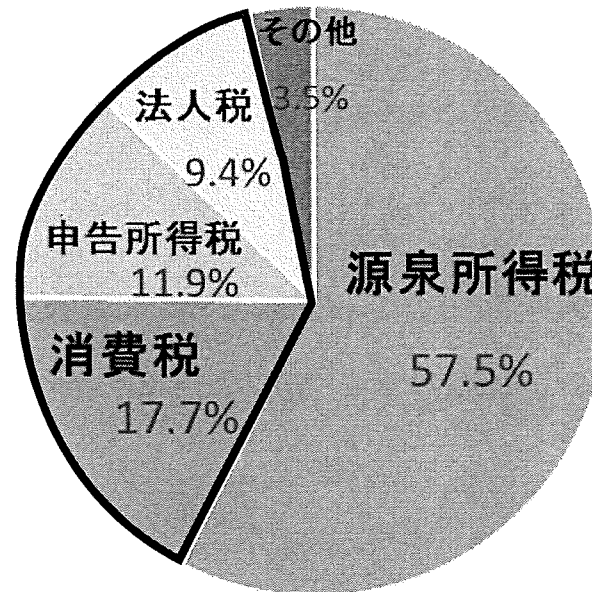
金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。

<人格別>



<税目別>



人格	電子申告割合 ^(注1、2)
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%



税目別	電子申告割合 ^(注1、2)
法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

(注1) 窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。

(注2) 源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面申告である。